

25町監第87号の2

2025年8月19日

町田市長 石阪 丈一 様

町田市監査委員 小泉 めぐみ

同 古川 健太郎

同 三遊亭 らん丈

同 佐藤 和彦

令和6年度（2024年度）町田市健全化判断比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づいて審査に付された令和6年度（2024年度）町田市健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を提出する。

## 令和6年度（2024年度）町田市健全化判断比率審査意見書

### 1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による審査  
なお、本審査は町田市監査基準に準拠して実施した。

### 2 審査の期間

自 2025年7月9日  
至 2025年7月28日

### 3 審査の対象

令和6年度（2024年度）町田市実質赤字比率  
令和6年度（2024年度）町田市連結実質赤字比率  
令和6年度（2024年度）町田市実質公債費比率  
令和6年度（2024年度）町田市将来負担比率

### 4 審査の着眼点及び実施内容

この健全化判断比率審査に当たっては、市長から提出された上記審査対象の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令の規定に準拠して作成されているか、並びに各比率を適正に表示しているかについて、通常実施すべき審査手続を実施した。

### 5 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令の規定に準拠して作成され、各比率を適正に表示していると認められた。

記

(単位 %)

健全化判断比率	令和6年度(2024年度)	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	11.25	20.00
連結実質赤字比率	—	16.25	30.00
実質公債費比率	0.5	25.0	35.0
将来負担比率	—	350.0	

(注) 上記表中の「—」は、それぞれ実質赤字額、連結実質赤字額及び将来負担額がないことを表している。  
なお、「0」と表示しないのは、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率ともにマイナス比率（実質収支の黒字等）となるためである。

## 6 各比率の概要

### (1) 実質赤字比率

実質赤字比率とは、標準財政規模※に対する一般会計等の赤字の割合である。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等は、一般会計及び鶴川駅南土地区画整理事業会計である。

一般会計等の実質赤字額は生じていない。表示上は赤字がないことを示す△を付けている。

実質赤字額の推移は、次表のとおりである。

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	実質赤字額	実質赤字額	実質赤字額
一般会計等	△ 7,847,158	△ 6,422,270	△ 7,723,566

本年度の実質赤字比率は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{実質赤字比率} &= \frac{\Delta 7,723,566 \text{ (千円)}}{87,008,308 \text{ (千円)}} \\ &= \Delta 8.87 \text{ (\%)} \rightarrow \text{赤字がない「-」} \end{aligned}$$

実質赤字比率の推移は、次表のとおりである。

(単位 %)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実質赤字比率	— (△9.44)	— (△7.55)	— (△8.87)

(注) 上記表中の「-」は、実質赤字額がないことを表している。なお、( ) 内に参考として計算上の数値を表示した。

※標準財政規模とは、その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模を示すもので、地方公共団体が通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となる数値である。

標準財政規模の推移は、次表のとおりである。

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
標準財政規模	83,069,953	85,035,315	87,008,308

## (2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率とは、標準財政規模に対する全ての会計の赤字（又は資金不足額）の割合である。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{(\text{①実質赤字額} + \text{②資金不足額}) - (\text{③実質黒字額} + \text{④資金剰余額})}{\text{標準財政規模}}$$

一般会計等と公営事業会計（公営企業会計を除く。）は、次表のとおり実質赤字額は生じていない。

赤字比率の推移は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	①実質赤字額	③実質黒字額	赤字比率	①実質赤字額	③実質黒字額	赤字比率	①実質赤字額	③実質黒字額	赤字比率
一般会計等	0	7,847,158	△ 9.44	0	6,422,270	△ 7.55	0	7,723,566	△ 8.87
国民健康保険事業会計	0	496,567	△ 0.59	0	453,824	△ 0.53	0	426,746	△ 0.49
介護保険事業会計	0	1,190,914	△ 1.43	0	895,702	△ 1.05	0	819,853	△ 0.94
後期高齢者医療事業会計	0	142,775	△ 0.17	0	106,003	△ 0.12	0	127,540	△ 0.14
合計	0	9,677,414	△ 11.64	0	7,877,799	△ 9.26	0	9,097,705	△ 10.45

公営企業会計は、次表のとおり資金不足額は生じていない。

赤字比率の推移は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	②資金不足額	④資金剰余額	赤字比率	②資金不足額	④資金剰余額	赤字比率	②資金不足額	④資金剰余額	赤字比率
病院事業会計	0	4,616,790	△ 5.55	0	3,481,046	△ 4.09	0	1,539,810	△ 1.76
下水道事業会計	0	1,121,697	△ 1.35	0	2,436,059	△ 2.86	0	1,091,730	△ 1.25
合計	0	5,738,487	△ 6.90	0	5,917,105	△ 6.95	0	2,631,540	△ 3.02

本年度の連結実質赤字比率は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{連結実質赤字比率} &= \frac{\Delta 11,729,245 \text{ (千円)}}{87,008,308 \text{ (千円)}} \\ &= \Delta 13.48 (\%) \rightarrow \text{赤字がない「-」} \end{aligned}$$

連結実質赤字比率の推移は、次表のとおりである。

(単位 %)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
連結実質赤字比率	— (△18.55)	— (△16.22)	— (△13.48)

(注) 上記表中の「-」は、連結実質赤字額がないことを表している。なお、( ) 内に参考として計算上の数値を表示した。

### (3) 実質公債費比率

実質公債費比率とは、標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額に対する一般会計等が負担する地方債償還金の割合である。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦}) - (\text{⑧} + \text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪})}{\text{⑫} - (\text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪})}$$

- ①元利償還金の額（繰上償還額等を除く。）
- ②減債基金積立不足額を考慮して算定した額
- ③満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの（年度割相当額）
- ④公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金
- ⑤一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金
- ⑥公債費に準ずる債務負担行為に係るもの
- ⑦一時借入金の利子
- ⑧特定財源の額
- ⑨事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費
- ⑩災害復旧費等に係る基準財政需要額
- ⑪密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び準元利償還金（ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る。）
- ⑫標準財政規模

(単位 千円・%)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金額	単年度実質公債費比率	金額	単年度実質公債費比率	金額	単年度実質公債費比率
①	7,073,963	9.21	7,733,565	9.82	8,162,635	10.09
④	1,337,680	1.74	871,663	1.11	911,204	1.13
⑤	2,695	0.00	3,033	0.00	3,311	0.00
⑥	257,838	0.34	350,614	0.45	337,133	0.42
⑧	2,065,442	△ 2.69	2,344,162	△ 2.98	2,745,586	△ 3.40
⑨	274,321	△ 0.36	298,910	△ 0.38	432,147	△ 0.53
⑩	5,579,226	△ 7.26	5,630,524	△ 7.15	5,340,981	△ 6.60
⑪	375,754	△ 0.49	348,424	△ 0.44	366,621	△ 0.45
⑫	83,069,953		85,035,315		87,008,308	
分子合計	377,433		336,855		528,948	
分母合計	76,840,652	0.49119	78,757,457	0.42771	80,868,559	0.65408

- (注) 1 ②、③、⑦は該当の金額がないため表に記載していない。  
 2 ⑫の単年度実質公債費比率欄が斜線なのは、⑫が分母のみに算入される値であり、実質公債費比率の内訳にあたらなためである。

実質公債費比率（3か年平均）の推移は、次表のとおりである。

(単位 %)

	令和4年度 (2～4年度平均)	令和5年度 (3～5年度平均)	令和6年度 (4～6年度平均)
実質公債費比率	1.0	0.6	0.5

#### (4) 将来負担比率

将来負担比率とは、標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の割合である。

$$\text{将来負担比率} = \frac{(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥} + \text{⑦} + \text{⑧}) - (\text{⑨} + \text{⑩} + \text{⑪})}{\text{⑫}}$$

- ①一般会計等の地方債の現在高
- ②債務負担行為に基づく支出予定額
- ③一般会計等以外の特別会計に係る地方債の償還に充てるための一般会計等からの繰入見込額
- ④組合が起こした地方債の償還に係る負担等見込額
- ⑤退職手当支給予定額に係る負担見込額
- ⑥設立法人（土地開発公社等）の負債額等負担見込額
- ⑦連結実質赤字額
- ⑧組合の連結実質赤字額に係る負担見込額
- ⑨地方債の償還額等に充当可能な基金
- ⑩地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入見込額
- ⑪基準財政需要額算入見込額
- ⑫実質公債費比率の分母と同一

将来負担比率の推移は、次表のとおりである。

(単位 千円・%)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	金額	将来負担比率	金額	将来負担比率	金額	将来負担比率
①	90,648,825	117.9	86,881,649	110.3	85,018,673	105.1
②	1,775,759	2.3	1,762,654	2.2	2,422,722	2.9
③	15,203,654	19.7	17,302,457	21.9	16,152,925	19.9
④	16,501	0.0	13,867	0.0	11,787	0.0
⑤	14,311,209	18.6	14,424,663	18.3	14,555,626	17.9
⑨	30,553,188	△ 39.7	32,278,403	△ 40.9	32,921,699	△ 40.7
⑩	33,655,940	△ 43.7	33,222,161	△ 42.1	34,681,034	△ 42.8
⑪	76,195,706	△ 99.1	71,862,693	△ 91.2	67,489,866	△ 83.4
分子合計	△ 18,448,886	△ 24.0	△ 16,977,967	△ 21.5	△ 16,930,866	△ 20.9
分母合計(⑫)	76,840,652		78,757,457		80,868,559	

(注) ⑥、⑦、⑧は該当の金額がないため表に記載していない。

本年度の将来負担比率は、次のとおりである。

$$\begin{aligned} \text{将来負担比率} &= \frac{\Delta 16,930,866 \text{ (千円)}}{80,868,559 \text{ (千円)}} \\ &= \Delta 20.9 \text{ (\%)} \rightarrow \text{実質的な将来負担がない「-」} \end{aligned}$$

将来負担比率の推移は、次表のとおりである。

(単位 %)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
将来負担比率	— (△24.0)	— (△21.5)	— (△20.9)

(注) 上記表中の「-」は、将来負担額がないことを表している。なお、( ) 内に参考として計算上の数値を表示した。